

川崎市社会福祉法人による利用者負担軽減等事業の概要

1 目的

介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担額の軽減を行ったとき、その軽減の一部を市が助成すること等により、生計困難者及び生活保護受給者の生活の安定を図り、もって介護保険制度の円滑な運用を図ることを目的とします。

2 軽減要件及び軽減割合

本事業の対象となるための要件及び軽減割合は次のとおりです。また、本事業により利用料が軽減される利用者には「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（要綱様式4・5参照）」が交付されます。

要件	軽減割合（端数が生じた場合は軽減額の小数点以下を切り捨てします）
次の要件全てに該当する方 ① 介護保険料を滞納していないこと ② 市町村民税世帯非課税であること ③ 年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ④ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑤ 活用できる資産がないこと ⑥ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと	利用者負担額、食費・居住費（滞在費・宿泊費）の4分の1（25%） ただし、老齢福祉年金を受給している方については2分の1（50%） なお、利用者負担第二段階の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、高額サービス費が適用となるため利用者負担額については対象外
生活保護受給者	個室居住費（滞在費）の全額
次の要件全てに該当する方 ① 介護保険料を滞納していないこと ② 市町村民税世帯非課税であること ③ 収入が少なく生活が著しく困難であること（※）	利用者負担額、食費・居住費（滞在費・宿泊費）の2分の1（50%）

※ 「収入が少なく生活が著しく困難であること」の判断基準においては、次の要件に全て該当することを基本とします。

- ① 介護保険サービスを受けている方の属する世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害加算を合算した額）に満たないこと
- ② 預貯金等の額が単身世帯で300万円、世帯員が1人増えるごとに150万円を加算した額以下であること
- ③ 活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

3 軽減の対象となるサービス及び費用

本事業により軽減対象となるサービス及び費用の種類は次のとおりです。

① 軽減対象サービス（介護予防含む）

社会福祉法人が経営する事業所で提供される次のサービス

訪問介護、通所介護、**短期入所生活介護（※）**、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（※）**、複合型サービス、**介護老人福祉施設サービス（※）**

なお、生活保護受給者については（※）のみ

②軽減対象費用

- ・ 利用者負担額
- ・ 食費（通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス、）
- ・ 居住費・滞在費・宿泊費（短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス、）

なお、生活保護受給者については個室に係る居住費のみ

4 川崎市から社会福祉法人に行われる助成内容

各年度に軽減を実施した対象サービス毎に、軽減総額（実際に軽減を行った金額）が本来受領すべき利用者負担総額（軽減対象とならない利用者も含めた全利用者の3②に記載された軽減対象となる費用）の1%を超えた場合は、当該1%を超えた金額の2分の1（1,000円未満切捨て）を上限に助成金を交付いたします。

本来受領すべき1割負担額、食費及び居住費			
受領した1割負担額、食費及び居住費	軽減総額		
	助成額	法人負担	法人負担
			←→ 1%

【参考例】サービス種類が訪問介護の場合

- 年度を通じて軽減を行った金額が25,000円であった。
- 軽減対象とならない利用者も含めた全利用者の一割負担額が1,000,000円であった。

（計算方法）

1,000,000円の1% ⇒ 10,000円

25,000円 - 10,000円 = 15,000円

15,000円 ÷ 2 = 7,500円

1,000円未満切捨て7,000円

助成額：7,000円